

議 第 65 号

平成30年 2 月 23 日提出

熊本市児童福祉法施行条例の一部改正について

熊本市児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉法施行条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。